

新旧対照表（貯金規定）

改正後	改正前
当座勘定規定(省略) 普通貯金規定 1～16.（省略） 17.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第 20 条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更 B 取引店舗の変更 C 相続等による口座名義人の変更 18～19.（省略） 20.（未利用口座管理手数料） (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。 (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。 (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。 (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 14 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。 (6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。 21.（規定の変更等） (1)～(2)（省略）	当座勘定規定(省略) 普通貯金規定 1～9.（省略） 17.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの（追加）を除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更 B 取引店舗の変更 C 相続等による口座名義人の変更 18～19.（省略） （追加） 20.（規定の変更等） (1)～(2)（省略）

改正後	改正前
以 上 <u>(令和3年10月1日現在)</u>	以 上 <u>(令和3年4月1日現在)</u>
教育資金贈与税非課税措置に関する特約（省略）	教育資金贈与税非課税措置に関する特約（省略）
結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約（省略）	結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約（省略）
成年後見支援貯金に関する特約（省略）	成年後見支援貯金に関する特約（省略）
総合口座取引規定 1～15.（省略） 16.（解約等） （1）（省略） （2）第14条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。 <u>また、普通貯金規定にもとづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当組合は貸越を中止するものとします。</u> （3）～（6）（省略） 17～20.（省略） 21.（休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い） （1）（省略） （2）この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 <u>22.（未利用口座管理手数料）</u> <u>（1）未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u> <u>（2）この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u> <u>（3）この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができる</u>	総合口座取引規定 1～15.（省略） 16.（解約等） （1）（省略） （2）第14条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。 <u>(追加)</u> （3）～（6）（省略） 17～20.（省略） 21.（休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い） （1）（省略） （2）この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等 <u>(追加)</u> は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 <u>(追加)</u>

改正後	改正前
<u>ものとしします。</u> <u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 16 条第 5 項の貯金口座の利用には含まれないものとしします。</u> <u>(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u> <u>(6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u> 23. (規定の変更等) (1)～(2) (省略) 以 上 <u>(令和 3 年 10 月 1 日現在)</u>	22. (規定の変更等) (1)～(2) (省略) 以 上 <u>(令和 3 年 4 月 1 日現在)</u>

営農貯金規定	営農貯金規定
1 ～15. (省略) 16. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの<u>や第 19 条に定める未利用口座管理手数料に係るもの</u>を除きます。） ②～⑤ (省略) 17～18. (省略) 19. (未利用口座管理手数料) <u>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u> <u>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u> <u>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとしします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとしします。</u> <u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 13 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとしします。</u> <u>(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u> <u>(6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u> 20. (規定の変更等) (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第 13 条第 4 項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとしします。	1 ～15. (省略) 16. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの <u>(追加)</u>を除きます。） ②～⑤ (省略) 17～18. (省略) <u>(追加)</u> 19. (規定の変更等) (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項および前記第 13 条第 4 項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとしします。

改正後	改正前
(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以 上 <u>(令和3年10月1日現在)</u>	(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以 上 <u>(令和3年4月1日現在)</u>
こども貯金規定 1～11. (省略) 12. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの<u>や第 15 条に定める未利用口座管理手数料に係るもの</u>を除きます。） ②～⑤ (省略) 13～14. (省略) <u>15. (未利用口座管理手数料)</u> <u>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u> <u>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u> <u>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u> <u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第9条第3項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</u> <u>(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u> <u>(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u> <u>16. (規定の変更等)</u> (1)～(2) (省略) 以 上 <u>(令和3年10月1日現在)</u>	こども貯金規定 1～11. (省略) 12. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの <u>(追加)</u>を除きます。） ②～⑤ (省略) 13～14. (省略) <u>(追加)</u> <u>15. (規定の変更等)</u> (1)～(2) (省略) 以 上 <u>(令和3年4月1日現在)</u>

改正後		改正前	
普通貯金無利息型（決済用）規定 1～16.（省略） 17.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第 20 条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。） ②～⑤（省略） 18～19.（省略） 20.（未利用口座管理手数料） (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。 (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。 (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。 (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 14 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。 (6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。 21.（規定の変更等） (1)～(2)（省略） 以 上 (令和 3 年 10 月 1 日現在)		普通貯金無利息型（決済用）規定 1～16.（省略） 17.（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの（追加）を除きます。） ②～⑤（省略） 18～19.（省略） (追加) 20.（規定の変更等） (1)～(2)（省略） 以 上 (令和 3 年 4 月 1 日現在)	
総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 1～15.（省略） 16.（解約等） (1)（省略） (2) 第 14 条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。また、普通貯金規定にもとづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当組合は貸越を中止するものとします。		総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 1～15.（省略） 16.（解約等） (1) 普通貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期貯金の記載がある場合で、定期貯金の残高があるときは、別途に定期貯金の通帳または証書を発行します。 (2) 第 14 条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとし	

改正後	改正前
(3)～(6) (省略) 17～21. (省略) <u>22. (未利用口座管理手数料)</u> <u>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u> <u>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u> <u>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u> <u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 1 6 条第 5 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</u> <u>(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u> <u>(6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u> <u>23. (規定の変更等)</u> (1)～(2) (省略) 以 上 <u>(令和 3 年 10 月 1 日現在)</u>	ます。<u>(追加)</u> (3)～(6) (省略) 17～21. (省略) <u>(追加)</u> <u>22. (規定の変更等)</u> (1)～(2) (省略) 以 上 <u>(令和 3 年 4 月 1 日現在)</u>

貯蓄貯金規定	貯蓄貯金規定
1 ～17. (省略) 18. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの<u>や第 21 条に定める未利用口座管理手数料に係るもの</u>を除きます。） ②～⑤ (省略) 19～20. (省略) <u>21. (未利用口座管理手数料)</u> <u>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u> <u>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u>	1 ～17. (省略) 18. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの <u>(追加)</u> を除きます。） ②～⑤ (省略) 19～20. (省略) <u>(追加)</u>

改正後	改正前
<u>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u> <u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 1 5 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</u> <u>(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u> <u>(6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u> <u>22. (規定の変更等)</u> (1)～(2) (省略) 以 上 (令和 3 年 10 月 1 日現在)	<u>21. (規定の変更等)</u> (1)～(2) (省略) 以 上 (令和 3 年 4 月 1 日現在)
納税準備貯金規定 (省略)	納税準備貯金規定 (省略)
出資予約貯金規定 (省略)	出資予約貯金規定 (省略)
スーパー定期貯金規定 (単利型) (省略)	スーパー定期貯金規定 (単利型) (省略)
スーパー定期貯金規定 (複利型) (省略)	スーパー定期貯金規定 (複利型) (省略)
スーパー定期貯金規定 (利息分割型) (省略)	スーパー定期貯金規定 (利息分割型) (省略)
自動継続スーパー定期貯金規定 (単利型) (省略)	自動継続スーパー定期貯金規定 (単利型) (省略)
自動継続スーパー定期貯金規定 (複利型) (省略)	自動継続スーパー定期貯金規定 (複利型) (省略)
自動継続スーパー定期貯金規定 (利息分割型) (省略)	自動継続スーパー定期貯金規定 (利息分割型) (省略)
大口定期貯金規定 (省略)	大口定期貯金規定 (省略)

改正後	改正前
自動継続大口定期貯金規定(省略)	自動継続大口定期貯金規定(省略)
期日指定定期貯金規定(省略)	期日指定定期貯金規定(省略)
自動継続期日指定定期貯金規定(省略)	自動継続期日指定定期貯金規定(省略)
変動金利定期貯金規定（単利型）(省略)	変動金利定期貯金規定（単利型）(省略)
変動金利定期貯金規定（複利型）(省略)	変動金利定期貯金規定（複利型）(省略)
自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）(省略)	自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）(省略)
自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）(省略)	自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）(省略)
据置定期貯金規定(省略)	据置定期貯金規定(省略)
自動継続据置定期貯金規定(省略)	自動継続据置定期貯金規定(省略)
定期積金規定 1.（省略） 2.（口座振替による掛金の払込み） （1）（省略） （2）この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は行いません。 掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、掛込日から7営業日までの期間に限り前項と同様に掛込みを行います。また、7営業日を超えて掛込みができなかった場合は、積金契約者へ通知することなく当該掛込を中止します。 <u>ただし、令和3年10月1日以降、新たに口座を開設もしくは再契約した積金については、次回以降の掛込日に中止した掛込み分を含め振替口座から掛込みを行います。</u> <u>なお、その場合には、掛込日が古いものから順に掛込額単位で掛込みを行います。</u> （3）（省略） 3～23.（省略）	定期積金規定 1.（省略） 2.（口座振替による掛金の払込み） （1）（省略） （2）この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は行いません。 掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、掛込日から7営業日までの期間に限り前項と同様に掛込みを行います。また、7営業日を超えて掛込みができなかった場合は、積金契約者へ通知することなく当該掛込を中止します。 <u>(追加)</u> （3）（省略） 3～23.（省略）

改正後	改正前
以 上 <u>(令和3年10月1日現在)</u>	以 上 <u>(令和3年4月1日現在)</u>
積立式定期貯金規定（省略）	積立式定期貯金規定（省略）
一般財形貯金規定（省略）	一般財形貯金規定（省略）
財形年金貯金規定（省略）	財形年金貯金規定（省略）
財形住宅貯金規定（省略）	財形住宅貯金規定（省略）
通知貯金規定（省略）	通知貯金規定（省略）
譲渡性貯金規定（省略）	譲渡性貯金規定（省略）
退職者向け定期貯金「みのり」規定（省略） （自動継続スーパー定期貯金＜単利型＞）	退職者向け定期貯金「みのり」規定（省略） （自動継続スーパー定期貯金＜単利型＞）
退職者向け定期貯金「みのり」規定（省略） （自動継続大口定期貯金）	退職者向け定期貯金「みのり」規定（省略） （自動継続大口定期貯金）

附則（指(相)第60号）
 （実施日）
 この規定は、令和3年10月1日から実施する。